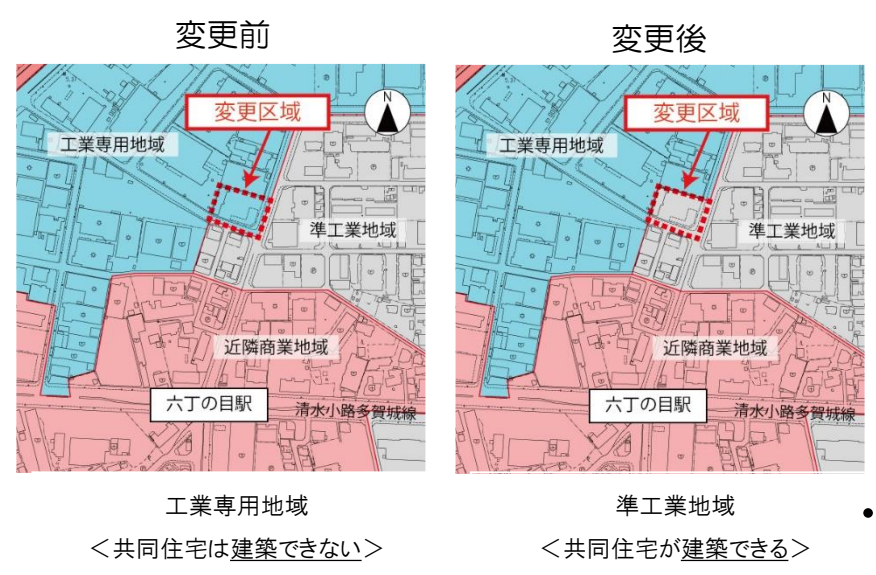


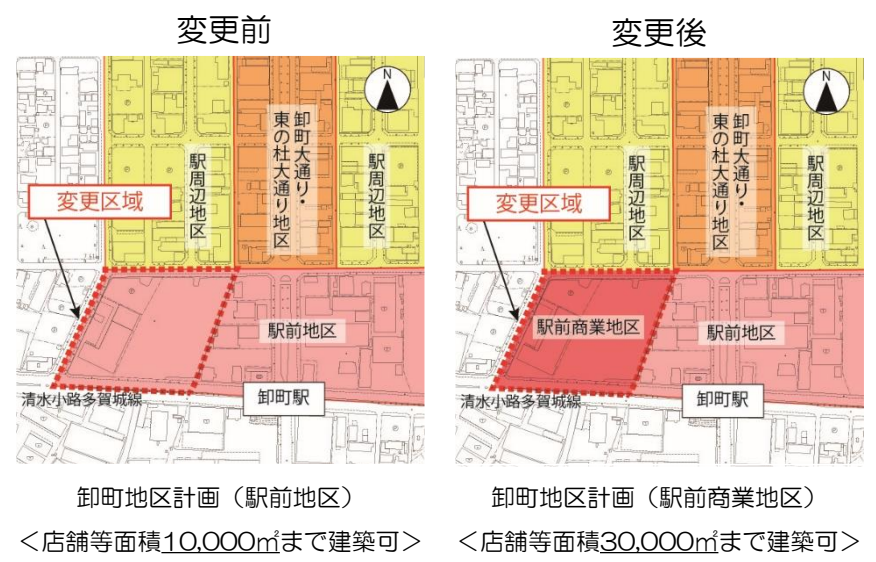
提案事例

事例1 東西線沿線の居住促進



- 提案場所：若林区六丁の目西町
 - 最寄駅：六丁の目駅
 - 手続きの経過
 - ・提案日：2015.6.4
 - ・都市計画変更：2017.9.19
 - 提案内容：用途地域の変更
 - 建築計画：共同住宅
 - 提案に係る計画のポイント
 - ・交通利便性を生かした共同住宅の立地
 - ・周辺の用途地域と整合した変更内容
- \こんな建築物が建ちました/
● 資材置き場兼事務所だった場所に、共同住宅が建ちました。

事例2 暮らしに必要なサービス施設の立地促進



- 提案場所：若林区卸町一丁目
- 最寄駅：卸町駅
- 手続きの経過
 - ・提案日：2016.1.18
 - ・都市計画変更：2017.6.28
- 提案内容：地区計画の変更
- 建築計画：商業施設
- 提案に係る計画のポイント
 - ・卸町に必要な商業機能の導入
 - ・駅前の高度利用や機能集積
 - ・妥当な店舗規模



● \こんな建築物が建ちました/
● 業務用卸売業本部営業センターの跡地に、イオンスタイル卸町が建ちました。

このパンフレットについてのお問い合わせは・・・

仙台市都市整備局計画部都市計画課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-34 (株)オンワード樫山仙台ビル12階)
TEL: 022-214-8295 FAX: 022-214-8300 E-mail: tos009110@city.sendai.jp
https://www.city.sendai.jp/chikikekaku/kurashi/machi/kaihatsu/toshikekaku/boshu.html



改訂 2023年4月

仙台市地下鉄沿線まちづくりに係る都市計画提案制度 (ご案内)

地域の特性を踏まえた建物の建築を行うため、都市計画の制限を変更するよう仙台市に提案を行うことができます

選ばれる都市の実現へ

仙台市地下鉄沿線まちづくりに係る都市計画提案制度

都市計画では、将来の都市像に向けた適切な土地利用を誘導するため、建物の建築などについて規制・誘導を行っており「用途地域」「地区計画」などを定めています。

このような都市計画は、土地所有者や開発事業者、まちづくりNPO法人が、地域の特性を踏まえた建物の建築を行うため、都市計画の制限を変更するよう、仙台市に提案を行うことができます。

1. 本制度の目的

本市では、東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を十文字型の「都市軸」と位置づけ、機能集約型の都市づくりを進めています。

この取り組みの中では、駅周辺の土地の高度利用や都市機能の集積を図るため、市民の皆様や事業者の方々との連携を一層強化しながら、まちづくりに取り組むことが重要となっています。

本制度は、都市計画の変更についての提案を市民の皆様や事業者の方々からいただくことで民間開発を促進し、機能集約型の都市づくりを推進していくことを目的としています。

2. 本制度の特徴

●土地利用計画の初期段階でも提案が可能です。

【事前相談窓口】

- ・市街地整備部 地下鉄沿線まちづくり課
TEL：022-214-8291
- ・市街地整備部 都心まちづくり課
TEL：022-214-8314

「事前相談シート」をもとにお話を伺わせていただきます。シートはこちらからダウンロードすることができます ▶▶▶



- 初期段階の提案で、都市計画協議会の意見を聞くことにより、都市計画変更の可能性を見極めてから、具体的な建築計画を検討することができます。
- 提案した都市計画変更が難しい場合は、継続して計画見直し等の相談も行います。

3. 都市計画提案の概要

(1) 提案者

- ・土地所有者
- ・土地所有者の承諾を得た者
(開発事業者、まちづくりNPO法人等)

(2) 提案内容の条件

- ・地下鉄沿線まちづくりの推進プラン※1等に即した都市計画の決定、変更

<https://www.city.sendai.jp/chi/katetu-chose/ensen-plan.html> (※1)



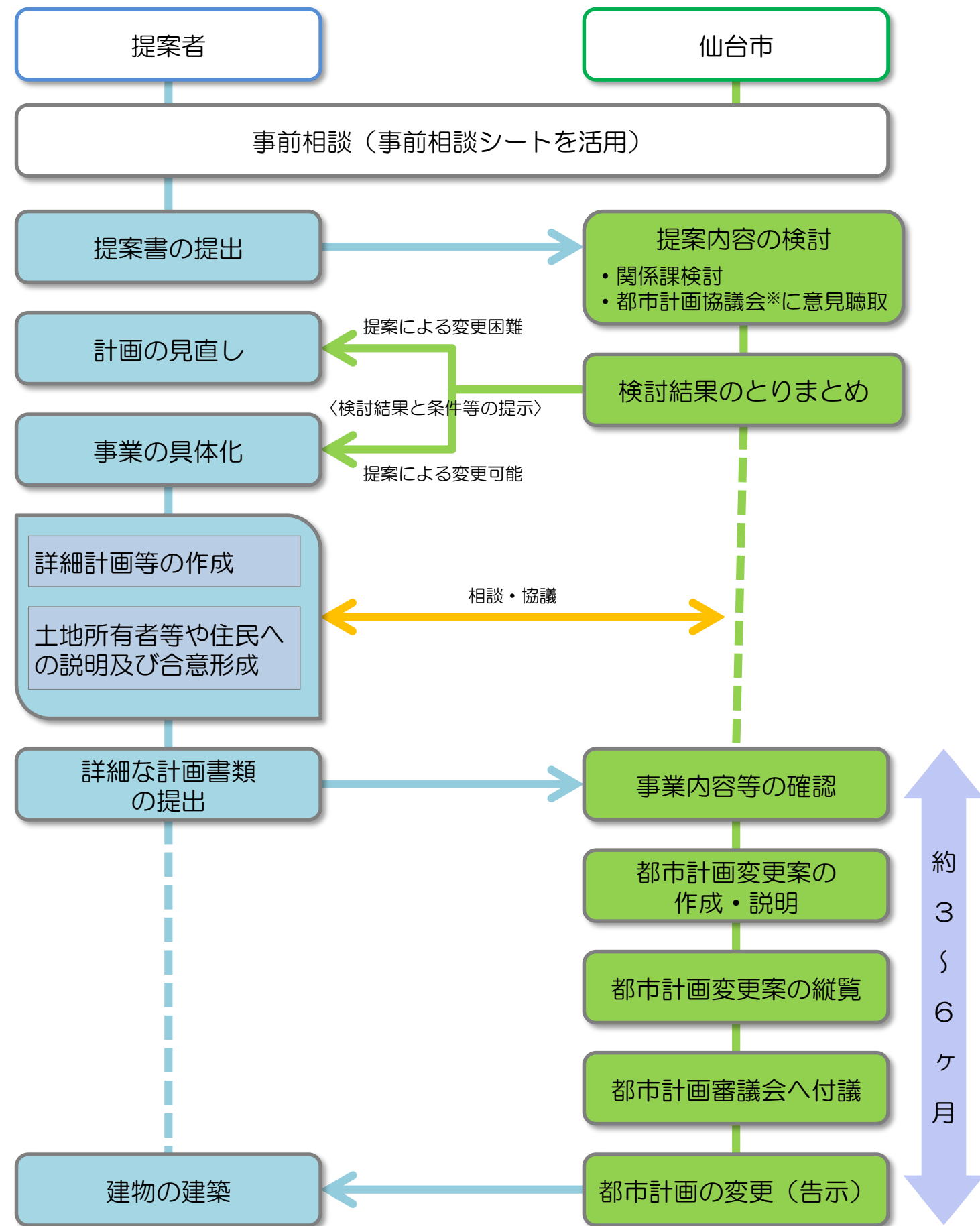
(3) 提案書類※2

- ・提案書
氏名及び住所を記載
(法人等の場合は名称及び事務所所在地)
 - ・計画説明書
 - ・都市計画の種類、名称、位置及びその区域、提案内容、その他必要な事項を記載
 - ・承諾書(土地所有者以外の場合)
 - ・その他検討に必要な資料
- 提案書の提出前に事前相談を行ってください。(※2)

(4) 都市計画の変更手続き

- ・提出された提案書については、本市で内容を検討し、その結果と条件等を提示します。
- ・都市計画の変更にあたっては、提案者が事業を具体化したうえで、土地所有者等の同意や周辺住民の合意形成、事業の実施確実性などを本市でも確認し、十分な条件が整った段階で、法定の手続きを進めていきます。

4. 手続きの流れ



※都市計画協議会
都市計画審議会と同じ委員により構成される非公開の会議